

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

○ 変更箇所

○ 変更理由

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

事 業 者 名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（ 年度）

実態調査日 令和 年 月 日実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経 常 費 用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送 人員 (人)	1 人 平均 乗車 キロ (km)	輸 送 人キロ (人×)	運送 収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送 雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1 系統当り 経 常 費 用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数+の平均賃率×日数 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			
																				有・無	
																				有・無	
																				有・無	
																				有・無	
合計																				有・無	

〔記載要領〕

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。
- 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1 人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1 系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、 表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事 業 者 名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)

運行系統別輸送実績（ 年度）【フィーダー系統】

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績							経 常 収 益			経 常 費 用	市町村の別	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行回数 (回) (A)	輸送人員 (B) (人)	1 運行 当たり 輸送人員 (B)/(A) (人/回)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・回)	運送収入 (C) (円)	実車走行 キロ (km)	サービス 提供時間 (時 間)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (C)+(D)+(E)	1 系統当たり 経常費用		
合計																			

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における合計運行回数を記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。往路若しくは復路のみの場合は、0.5 回とする。
- 1 運行当たり輸送人員は、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
- 実車走行キロ及びサービス提供時間は、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1 系統当たり経常費用は、乗合バス型にあっては補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたもの、デマンド型にあっては補助対象事業者のサービス提供時間当たり経常費用に当該系統のサービス提供時間を乗じたものとする。
- 備考欄には、補助対象期間中にスト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、運行回数、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、サービス提供時間、運送雑収及び営業外収益の欄については必ず記載すること。

事業 者 名	
--------	--

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績（ 年度）

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	

- [記載要領]
- 1. この書類は、地域公共交通計画の策定主体である活性化法法定協議会と協議の上、作成すること。
 - 2. 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
 - 3. 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 4. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
 - 5. 計画欄には、地域公共交通計画に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
 - 6. 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額
○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫
補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額
- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

殿

国土交通大臣

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項及び第15条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった運行系統のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

運行系統数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

殿

国土交通大臣

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度地域公共交通確保維持改善事業
費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項及び
第15条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が次のとおり交
付することに決定しあわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知
する。

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、令和 年 月 日付け 第 号で
申請のあった運行系統のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、交付申請
書に記載されたとおりとする。

2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運行系統数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運
用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を
明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の
完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（車両減価償却費等国庫補助金） 交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（車両減価償却費等国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

殿

国土交通大臣

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(車両減価償却費等国庫補助金) の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (車両減価償却費等国庫補助金)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第15条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった車両減価償却費等のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（公有民営方式車両購入費国庫補助金）交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

殿

国土交通大臣

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（公有民営方式車両購入費国庫補助金）の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項及び第15条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった公有民営方式車両購入費のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（貨客混載導入経費国庫補助金） 交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（貨客混載導入経費国庫補助金）
の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

殿

国土交通大臣

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(貨客混載導入経費国庫補助金) の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (貨客混載導入経費国庫補助金)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第15条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、法第8条及び第15条の規定により通知する。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった貨客混載導入経費のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

番 号
令和 年 月 日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業）支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1. 補 助 金 額 金 円
- 2. 受 取 人 住 所
（口座名義） 氏 名
- 3. 振込先金融機関
及び支店名
- 4. 預 金 種 別
- 5. 口 座 番 号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

財産処分承認申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（ 国庫補助金）により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 2 2 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な事項

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
		(1)		
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		年度
------	--	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	km				経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ=c
	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ナル))÷チ=ヲ
			運行系統名	起点	主な経由地											
						日 () 回		人	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
						日 () 回		人	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	%
						日 () 回		人	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	%
						日 () 回		人	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	%	%
合計			系統						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分 及び同一補助 ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ))÷チニ ブ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ''÷マ'' =d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ÷マ=f				
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円
合計				. km	円		円	. km		円	. km		円	. km		円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外に係るも の ソ×ラ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ)）に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ')の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

番号	系統名	理 由	都道府県名	
			運行回数	
			土曜	日曜祝日

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
									.	
									.	

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額 (定率法)ヘ×0.4=ト (定額法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ク 名	申請 番 号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみタ)の額＝ラ	(定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	
									円		
									円		
計									千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ						円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金(再編特例))

事業者名

1. 車両取得の概要

(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月
									.
									.

【車両購入費用】

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	当該車両補助金限度額(円) ハ	ホとハのうち少ない方の額(円) ト	補助対象経費(円) ト=チ	計画額(千円) チ×1/2=リ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ					
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円) チ	計画額(千円) リ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 7.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）

表8 車両の取得計画の概要

[illegible]

表9 車両の取得を行う事業者（公有民営方式車両購入費国庫補助金）

地方公共団体名	
貸与を受ける事業者	

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月
									.
									.

【車両購入費用】

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	当該車両補助金限度額(円)	ホとへのうち少ない方の額(円)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ					
					ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ	チ×1/2=リ
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
チ	リ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
		円	%	円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		円	%	円	%	円	%	円	%		

2年目(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【車両購入費用】

申請番号	補助対象限度額(円)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	初年度トの額=ヌ	初年度ヲの額=ル	初年度リの額=ヲ
計			

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
ル	ヲ

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 7.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.地方公共団体と事業者間で締結された車両の貸与に係る契約書若しくはそれに準じた書類又は地方公共団体と事業者間で車両の貸与に係る契約を締結することを確認できる書類
- 2.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類
- 6.貸与を受ける事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域間幹線】

補助対象期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

4. 地域間系統の運行状況

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	実績運行 日数	計画運行 回数	実績運行 回数	運休回数	運休回数の うち第12条 第2項ただし 書によりやむ を得ない事情 として大臣が 認めた回数	運行割合 (100%を超え る場合は100% を上限とする。) (リ＋ル)÷ チ＝ヲ	計画額	国庫補助金(6条関係) 申請額
				起点	主な 経由 地	終点			チ	リ	ヌ	ル		ワ	ワ×ヲ＝カ
							日	日	回	回	回	回	%	千円	千円
							日	日	回	回	回	回	%	千円	千円
							日	日	回	回	回	回	%	千円	千円
							日	日	回	回	回	回	%	千円	千円
合計			系統	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	千円	千円

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、別の方法により算出し、その算出方法を明確にした書類を添付すること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 6.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 7.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.申請番号は、計画認定時の番号と同一にすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 10.(チ)欄については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された計画運行日数・回数を転載すること。
- 11.(リ)欄については、補助対象期間中に運行した日数・回数を記載すること。なお、実績運行日数・回数について、益・正月・その他の期間に減便した場合は、減便した日数・回数を除いた数値を記載すること。
- 12.(ヌ)欄については、計画運行日数・回数のうち、補助対象期間中に運休した日数・回数を記載すること。
- 13.(ル)欄については、補助対象期間中に運休した日数・回数のうち天災その他やむを得ない場合として大臣が認めた日数・回数を記載すること。
- 14.(ヲ)欄は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「国庫補助金申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1千円～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)
2. 補助対象期間の様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)

2. 申請の概要(23条関係)

初年度(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等年月日	購入等の種別 (現金、割賦、リース)	自動車登録番号
									.	.	
									.	.	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価格を控 除した額(円)	木と限度額のう ち少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法)△×0.4=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費 の1/2の額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘーカ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/ 2の額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	補助金対象経費の 1/2の額(千円) ヨ+ネ=①	計画額 (千円) ②	国庫補助金申請額 (千円) ①と②のいずれか低い額

2年目以降(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) の額＝ラ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	補助対象経費の1／2の額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
									円		
									円		
計									千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	補助対象経費の1／2の額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	補助金対象経費の1／2の額(千円) ケ＋サ＝③	計画額(千円) ④	国庫補助金申請額(千円) ③と④のいずれか低い額

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両を配車した運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出したうえで記載すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「補助対象経費の1/2の額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 5.自動車登録事項等証明書の写し
- 6.バス車両の主要部分の写真
- 7.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

2. 申請の概要(23条関係)

(令和 年度)										
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等年月日	自動車登録番号
									.	.
									.	.

【車両購入費用】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価格を控 除した額(円) ニ-1円=ホ	当該車両補助 金限度額(円) ヘ	ホとへのうち少な い方の額(円) ト	補助対象経費 (円) ト=チ	補助対象経費 の1/2の額 (千円) チ×1/2=リ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ					
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円) チ	補助対象経費の1/2の 額 リ=①	計画額 (千円) ②	国庫補助金申請額 (千円) ①と②のいずれか低い額

- (1) 記載要領
- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
 - 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 - 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 6.「実費購入費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 7.「補助対象経費の1/2の額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
2. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
3. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあつては、認定書の写し
5. 自動車登録事項等証明書の写し
6. バス車両の主要部分の写真
7. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

2. 申請の概要(25条の9関係)

初年度(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等年月日	自動車登録番号
									.	.
									.	.

【車両購入費用】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価格を控 除した額(円)	当該車両補助 金限度額(円)	ホとへのうち少な い方の額(円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 の1/2の額 (千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ					
					ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ	チ×1/2=リ
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円)	補助対象経費の1/2の 額 (千円)	計画額 (千円)	国庫補助金申請額 (千円)
チ	リ=①	②	①と②のいずれか低い額

2年目(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		自動車登録番号
			当該年度	初年度	

【車両購入費用】

申請番号	補助対象限度額(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の1/2の額(千円)
	初年度トの額=ヌ	初年度チの額=ル	初年度リの額=ヲ
計			

【所要経費】

補助対象経費(千円)	補助対象経費の1/2の額(千円)	計画額(千円)	国庫補助金申請額(千円)
ル	ヲ=③	④	③と④のいずれか低い額

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 7.「補助対象経費の1/2の額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.地方公共団体と事業者とで締結された貸与に係る契約書又はそれに準じた書類
- 2.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 6.自動車登録事項等証明書の写し
- 7.バス車両の主要部分の写真
- 8.貸与を受ける事業者ごとの車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)
- 9.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ ロ当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ	地域キロ当たり 標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	再編特 例措置	運行 系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数のうち1 2条2項ただし書 によりやむを得ない として大臣が認め た回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限と する。) (ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック 外乗入部分 のキロ程 ト	同一補助ブ ロック市区 町村外乗 入部分のキ ロ程 チ	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗入れ部分以外の キロ程の比率 (ヘー(ト+チ))÷ヘ＝リ
				起点	主な 経由地	終点									
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
合計															

市区町村	申請 番号	実車走行キロ	補助対象 経常費用	補助対象系統 の経常収益	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ワのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗入 部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 申請額
		ヌ	ホ×ヌ＝ル	ラ	ルー＝ワ	ワ×リ＝カ	ヨ	ヨ×1/2＝タ	レ	ソ
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヌー＝ツ	損失額から国庫補 助額を控除した額 ツー＝ネ	ネの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業（自家用有償旅客運送）と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について（昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号）によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位（第3位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ト）欄に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 20.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 21.「補助対象経費」については、（カ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 22.「補助対象経費の1／2」については、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1－5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間のサービス提供 時間(ロ)	時間				経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり 経常費用 イ÷ロ＝ハ	地域時間当たり 標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	再編 特例 措置	運行 系統名	営業区域	計画運行回数 (い)	実績運行回数 (ろ)	運休回数 (は)	運休回数の うち12条2 項ただし書 によりやむを 得ないとして 大臣が認め た回数 (に)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ほ)	サービス提供時間	補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサー ビス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外の サービス提供時間の 比率 (へ－(ト＋チ))÷へ＝リ
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
合計													

市区町村	申請 番号	補助対象 経常費用 ホ×へ＝ヌ	補助対象系統 の経常収益 ル	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ヌ－ル＝ヲ	ラのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 ヲ×リ＝ワ	補助対象経費 カ	補助対象経費の1/2 カ×1/2＝ヨ	国庫補助 上限額 タ	国庫補助金 申請額 レ
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヘール＝ソ	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ソーレ＝ツ	ツの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体 的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円										
		円										
		円										
		円										
		円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」については、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域時間当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.時間当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「サービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 19.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 20.「補助対象経費」は、(フ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象経費の1/2」は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 22.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、そのうち、待機時間、回送時間、予約受付に係る時間についても含める。ただし、時間外に行われる予約受付に係る時間等については含めない。
- 24.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。ただし、休憩時間及びその他事業に従事している時間については含めない。
- 25.回送時間については、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。ただし、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1ー5の運行系統別輸送実績。

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和 年度)	
申請番号	自動車登録番号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額から購置価額を控除した額(円)	未と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法)△×0.4=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	△と△のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費の1/2の額(千円) カ×1/2=コ	*残存価額(円) △-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
計															

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費(円) ツ	補助対象経費の1/2の額(千円) ツ×1/2=ネ
計						

【所要経費】
国庫補助金申請額(千円)
ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】										
申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計	円	%	円	%	円	%	円	%		

2年目以降(令和 年度)	
申請番号	自動車登録番号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	補助対象経費の1／2の額(千円)	* 残存価額(円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみ7)の額＝ウ	(定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	
計											

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費(円) ア	補助対象経費の1／2の額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
計								

【所要経費】

国庫補助金申請額(千円) ケ＋サ

【負担者とその負担割合】										
申請番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「普通償却限度額」(ム)については、「補助対象限度額」(ナ)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、「残存価額」(ラ)に改定償却率を乗じた償却額とする。
なお、この場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、次年度の「普通償却限度額」(ム)は前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
- 3.「補助対象経費の1/2の額」については、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 4.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の算出に当たっては、償還期間に係る償還表を提出すること。
- 5. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。

(2) 添付書類(※初年度に提出済みの書類については、次年度以降、重複して提出する必要はない。)

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の証拠書類
- 2.標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 3.標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- 5.自動車登録事項等証明書の写し
- 6.バス車両の主要部分の写真
- 7.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価額を控除 した額(円)	補助対象限度額 (円)	補助対象経費 (ホとヘのうち少ない 方の額(円))	補助対象経費の1/ 2の額 (千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ				
					ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ
計								

国庫補助金申請額 (千円) チ

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格（イ）、附属品価格（ロ）、改造費（ハ）それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「補助対象経費の1／2の額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 3.標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- 5.自動車登録事項等証明書の写し
- 6.バス車両の主要部分の写真
- 7.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況（車両数、平均車令）

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円) * 消費税を除く				補助対象経費 (こと限度額のうち 少ない方の額) (円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	負担者とその負担割合								
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
計	0	0	0	0		0	円	%	円	%	円	%	円	%	

【講習受講費】

申請番号	講習受講費 * 消費税を除く			補助対象経費 (円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	負担者とその負担割合								
	受講費(円) ト	受講者数(人) チ	合計(円) ト×チ=リ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
						円	%	円	%	円	%	円	%	
						円	%	円	%	円	%	円	%	
計	0	0	0		0	円	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)
ヘ+ル

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「講習受講費」については、受講費(ト)、受講者数(チ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 3.「補助対象経費の1／2の額」については、車両、講習ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.自動車検査証の写し
- 3.補助対象車両の主要部分の写真
- 4.講習の受講費及び受講者数が分かる証拠書類
- 5.講習の受講修了証の写し

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号
1	宮崎〇〇×△△

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円) * 消費税を除く				補助対象経費 (こと限度額のう ち少ない方の額) (円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	負担者とその負担割合									
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	3,200,000	600,000	60,000	3,860,000	3,860,000	1,930.0	円	%	965,000 円	50 %	円	%	965,000 円	50 %		
							円	%	円	%	円	%	円	%		
計	3,200,000	600,000	60,000	3,860,000	3,860,000	1,930	円	%	965,000 円	50 %	円	%	965,000 円	50 %		

【講習受講費】

申請番号	講習受講費 * 消費税を除く			補助対象経費 (円)	補助対象経費の 1／2の額 (千円)	負担者とその負担割合									
	受講費(円) ト	受講者数(人) チ	合計(円) ト×チ=リ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	50,000	2	100,000	100,000	50.0	円	%	35,000 円	70 %	円	%	15,000 円	30 %		
						円	%	円	%	円	%	円	%		
計	50,000	2	100,000	100,000	50	円	%	35,000 円	70 %	円	%	15,000 円	30 %		

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)
へ十ル
1,980

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「講習受講費」については、受講費(ト)、受講者数(チ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 3.「補助対象経費の1／2の額」については、車両、講習ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.自動車検査証の写し
- 3.補助対象車両の主要部分の写真
- 4.講習の受講費及び受講者数が分かる証拠書類
- 5.講習の受講修了証の写し

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円) * 消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価額を控除 した額(円)	補助対象限度額 (円)	補助対象経費 (ホとへのうち少ない 方の額(円))	補助対象経費の1／ 2の額 (千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ				
					ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ
計								

国庫補助金申請額 (千円) チ×1/2=リ

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

2. 申請の概要(23条関係)

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	補助対象経費(円)	補助対象経費の1／2の額 (千円)	国庫補助金申請額 (千円)
	初年度トの額=ヌ	初年度チの額=ル	初年度リの額=ヲ
計			

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格（イ）、附属品価格（ロ）、改造費（ハ）それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「補助対象経費の1／2の額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類（※初年度に提出済みの書類については、次年度、重複して提出する必要はない。）

- 1.地方公共団体と事業者間で締結された車両の貸与に係る契約書若しくはそれに準じた書類
- 2.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 4.標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- 6.自動車登録事項等証明書の写し
- 7.バス車両の主要部分の写真
- 8.貸与を受ける事業者の、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況（車両数、平均車令）

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(25条の14関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両改造費】

申請番号	実費改造費の内訳(円) * 消費税を除く					補助対象経費 (千円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)
	座席の撤廃 イ	荷物置きと座席の 隔壁設置 ロ	荷物固定のための 柵の購入及び設置 ハ	その他 ニ	合計 イ+ロ+ハ+ニ=ホ		
計							0

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「改造の内訳」については、座席の撤廃(イ)、荷物置きと座席の隔壁設置(ロ)、荷物固定のための柵の購入及び設置(ハ)、その他(ニ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2..「補助対象経費の1／2の額」については、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.車両改造の内訳及び費用が分かる証拠書類(車両改造の内訳表、請求書、領収証等)
- 2.自動車検査証の写し
- 3.補助対象車両の主要部分及び改造部分の写真

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(25条の14関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号
1	宮崎〇〇×△△

【車両改造費】

申請番号	実費改造費の内訳(円)*消費税を除く					補助対象経費 (千円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)
	座席の撤廃	荷物置きと座席の 隔壁設置	荷物固定のための柵 の購入及び設置	その他	合計		
	イ	ロ	ハ	ニ	イ+ロ+ハ+ニ=ホ		
1	50,000	60,000	70,000	0	180,000	180	90.0
計	50,000	60,000	70,000	0	180,000	180	90

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)
90

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	円	%	27,000 円	30 %	円	%	63,000 円	70 %		
	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計	円	%	27,000 円	30 %	円	%	63,000 円	70 %		

- (1) 記載要領
- 1.「改造の内訳」については、座席の撤廃(イ)、荷物置きと座席の隔壁設置(ロ)、荷物固定のための柵の購入及び設置(ハ)、その他(ニ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 2.「補助対象経費の1/2の額」については、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 1.車両改造の内訳及び費用が分かる証拠書類(車両改造の内訳表、請求書、領収証等)
 - 2.自動車検査証の写し
 - 3.補助対象車両の主要部分及び改造部分の写真

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
		(1)				往 km 復 km	日	回					
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
〇〇市	(株)〇〇バス	(1) 〇〇線	〇〇駅	〇〇病院	〇〇駅	往 10.5 km 復 10.5 km	100日	200回		路線定期運行	①	〇〇駅で補助対象地 域間幹線系統〇〇線 と接続	③
	●●タクシー(株)	(2)		●●交通圏		往 km 復 km	120日	240回		乗用タクシー	①	●●駅で補助対象地 域間幹線系統●●線 と接続	②
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	
-------	--

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2））（実施要領の2.（1）⑪）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	〇〇市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
	〇〇地区	過疎法第〇〇条

地域公共交通網形成計画、地域公共交通利便増進再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通利便増進計画	令和〇年〇月〇日	令和4年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

法定協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、及び交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
		1	()								
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
〇〇市	(株)〇〇バス	1	(1) 〇〇線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	20	R3.10			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
		1	()					
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
〇〇市	(株)〇〇バス	1	(1) 〇〇線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	20	R3.10
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車 定員	購入 年月
		1	()			
		2	()			
		3	()			
		4	()			
		5	()			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	
--------	--

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。
なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車 定員	購入 年月
〇〇市	(株)〇〇バス	1	(1) 〇〇線	小型自動車	10	R3.10
		2	()			
		3	()			
		4	()			
		5	()			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	
--------	--

(注)

1.「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。

なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表12 貨客混載の導入に係る計画の概要（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する系統 名 (申請番号)	車両改造の内訳	乗車定員		改造 年月	登録 年月
					改造前	改造後		
		1	()					
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

（注）

1. 「車両改造の内訳」については、座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置及び荷物固定のための柵購入等の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。
3. 「改造年月」については、車両を改造する予定年月を記載すること。
4. 「登録年月」については、初度登録年月を記載すること。

表12 貨客混載の導入に係る計画の概要（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する系統 名 (申請番号)	車両改造の内訳	乗車定員		改造 年月	登録 年月
					改造前	改造後		
〇〇市	(株)〇〇バス	1	(1) 〇〇線	座席の撤廃	10	8	R3.10	R2.10
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

（注）

1. 「車両改造の内訳」については、座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置及び荷物固定のための柵購入等の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。
3. 「改造年月」については、車両を改造する予定年月を記載すること。
4. 「登録年月」については、初度登録年月を記載すること。

表13 地域公共交通確保維持事業(運送継続特例)により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダ

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表10)	
			起点	経由地	終点				運行態様の別	地域間交通ネットワークとの接続
		(1)				往 km 復 km	日	回		
		(2)				往 km 復 km	日	回		
		(3)				往 km 復 km	日	回		
		(4)				往 km 復 km	日	回		
		(5)				往 km 復 km	日	回		

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」
3. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
4. 「地域間交通ネットワークとの接続」については、地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
5. 本表に記載する運行予定系統が位置付けられた運送継続計画を添付すること。(計画内に地図及び運行ダイヤの記載が無い場合は、追加で添付すること。)

表13 地域公共交通確保維持事業(運送継続特例)により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー

年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表○)	
			起点	経由地	終点				運行態様の別	地域間交通ネットワークとの接続
〇〇市 〇〇町	(株)〇〇タクシー	(1) 〇〇駅～〇〇駅	〇〇駅	〇〇中学校	〇〇駅	往 〇km 復 〇km	100日	200回	路線定期運行	〇〇駅で地域間交通ネットワーク〇〇線と接続
		(2)				往 km 復 km	日	回		
		(3)				往 km 復 km	日	回		
		(4)				往 km 復 km	日	回		
		(5)				往 km 復 km	日	回		

(注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」
- 3. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 4. 「地域間交通ネットワークとの接続」については、地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 5. 本表に記載する運行予定系統が位置付けられた運送継続計画を添付すること。(計画内に地図及び運行ダイヤの記載が無い場合は、追加で添付すること。)